（第６面）

**運搬車両の写真**

|  |  |
| --- | --- |
| 自動車登録番号又は車両番号 |  |
| 前面写真 | 　　　注意事項　　　　・車両の前面（真正面）を撮影すること。　　　　・ナンバープレートが確認できること。　　　　・３ヶ月以内に撮影されたものであること。 |
| 側面写真 | 　　注意事項　　　・車両の側面（真横）を撮影すること。　　　・名称等の車体の表示が確認できること。既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」）が表示されていること。※車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。　　　　・３ヶ月以内に撮影されたものであること。 |
|  | 撮影 | 　　　　年　　月　　日 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本工業規格 Ａ列４番）